

参考 地域への依頼事務の効率化について(平成24年5月31日市民自治推進本部資料)

1 現状

(1) 現状

札幌市では、市政の執行にあたり、町内会などの地域の各種団体、個人に対し、情報提供のための回覧や、委員の推薦や委嘱など、様々な依頼を行っている。また、国などの各種機関からも、同様に地域への依頼が行われている。

地域では、活動の担い手の不足から、役員の固定化、役職の重複が生じており、少人数に事務が集中している状況にあることから、その量の多さや煩雑さに対して負担感が高まっている。

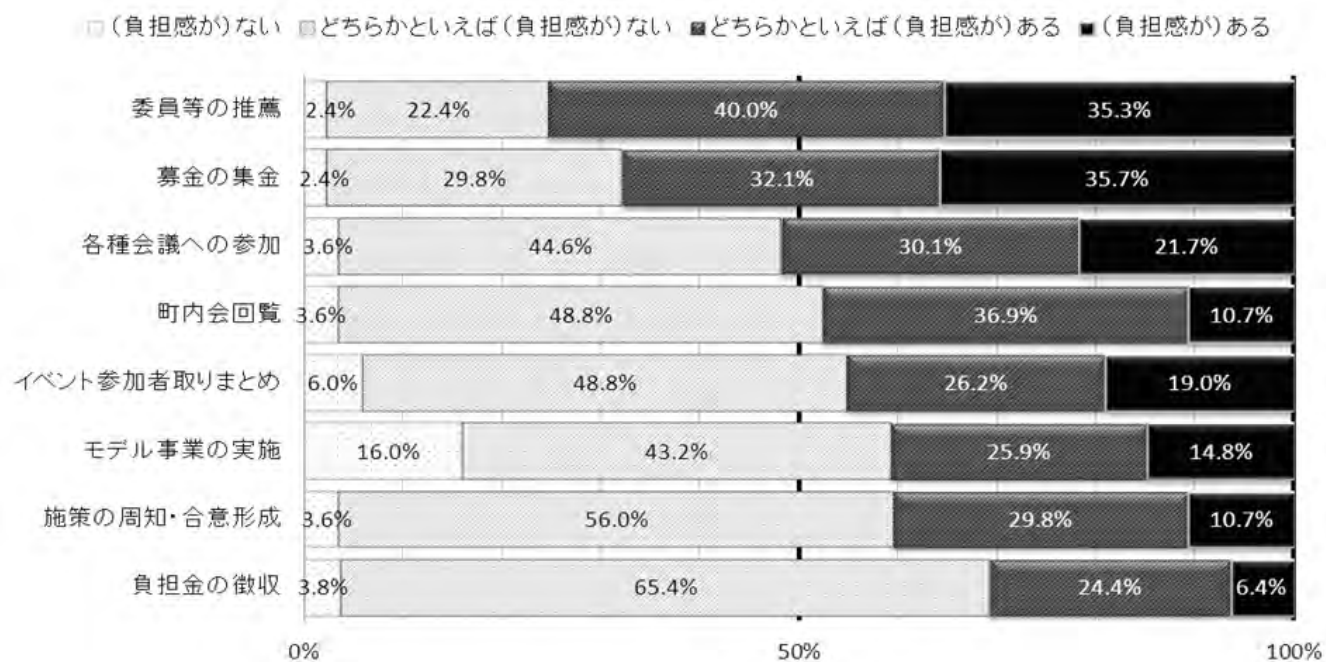
平成22年度に、市民自治推進室が全まちづくりセンターを訪問して、連合町内会長など地域の役員の方との意見交換を行った際にも、ほとんどの地域から改善を求める意見をいただいているところである。

このような状況から、地域の現状を更に詳しく把握するために、平成23年度は市民自治推進室において、地域と行政のつなぎ役であるまちづくりセンター所長に対し、アンケートを実施した。

(2) まちづくりセンターへのアンケート結果 (平成23年11月)

「委員等の推薦」「募金の集金」「各種会議への参加」で負担感が5割を超える

地域への依頼事務についてのまちセンアンケート 集計結果



主な意見

- 委員の年齢要件が厳しく、推薦人数が多い
- 募金や負担金の必要性や使途の説明が不足
- 大量の回覧によって必要な情報が埋没作業も負担
- 期日のある回覧物が遅れて届く
- 会議の効率化が必要
- 分かりやすい資料、説明が必要

2 地域への依頼事務の効率化の必要性

地域からは負担軽減の要望も多く、地域と行政のつなぎ役であるまちづくりセンターから見ても地域の負担が大きいことから、**負担軽減のための全庁的な取組が必要**である。

一方で、多様な地域課題の解決のためには、札幌市から地域への情報提供や、地域との協働による事業推進を積極的に進める必要もあることから、**依頼の手法を見直すなどの効率化によって、地域の負担の軽減を図ることが必要**である。

3 (仮称)「地域への依頼ガイドライン」の策定

現在、町内会回覧については、「まちづくりセンター経由の回覧等実施マニュアル」を定めて運用しているが、**回覧に対する地域からの意見も多く、改良が必要**である。また、**その他の依頼事務については、統一の指針がない**。

更には、地域に対しては様々な部局が多様な事務を依頼しており、これまで明確な定義をすることができておらず、**依頼数の総量や増減の傾向についても把握できていない状態**である。

そこで、**全庁的な取組とすることによって、その内容を明確にするために、また、札幌市役所としての取組の姿勢を地域に示すことで、取組の実効性を担保するために、依頼に当たってのルールなどを「(仮称)地域への依頼ガイドライン」としてまとめ、運用を徹底する**。

【ガイドラインのポイント】

- 依頼事務の分類、範囲の設定
- 依頼時に検討すべき視点の整理
- 依頼の際の配慮事項の整理
- 依頼の理由等、地域への情報提供の強化
- ガイドラインの公表



【ガイドラインの策定により見込まれる効果】

- ルールに則した依頼の徹底
- 各部局で行っている依頼事務の情報の整理
- ガイドラインの適宜見直しによる継続的な改善
- 地域とのより良好な関係構築

4 検討体制

- 市民自治推進本部に「**地域への依頼ガイドライン策定ワーキング**」を設置して検討  
地域への依頼の機会が多い部局の課長を構成メンバーとする。(12人)  
危) 危機管理対策課、政) 推進課、政) 広報課、市) 区政課、市) 交通安全担当課、保) 地域福祉推進担当課、子) 子ども企画課、環) 業務課、消) 予防課、厚) 地域振興課(幹事区)、教) 指導担当課、市) 市民自治推進課(事務局)
- 検討に先立って、**地域への依頼事務の状況について全庁調査**を実施
- 素案の作成にあたっては、日頃地域との調整を行っている**各区地域振興課の意見を聴取**
- 検討の過程においては、地域の意見を聴取
- ◎ **今年度中にワーキングにおいて素案をまとめ、市民自治推進本部会議で決定**
- 全庁へ周知し、**平成25年度からガイドラインを施行**